

本市の主な取組状況（令和４年度）について

1 委託化の推進及びまち美化事務所の再編

（１）委託化の推進

「ごみ収集処理業務の更なる改革策」（平成２６年９月策定）に、ごみ収集業務の民間委託化を令和６年度に７０％を掲げており、現在、更なる改革として、令和９年度には７５％まで推進するとして取組を進めている。令和４年の委託化率は６６％となっている。

（２）まち美化事務所の再編

職員規模に応じた執行体制のスリム化と事務所の運営経費の削減などコスト削減を図るため、令和４年４月に北部まち美化事務所と東部まち美化事務所を統合し、これまで７箇所あったまち美化事務所を６箇所に再編。

統合に伴い、収集ルートを再構築することにより、収集時間帯が変更となるため、市民しんぶんや回覧チラシにより事前周知を行った。統合直後は、市民からの問合せが生じていたが、収集時間の変更等の理由を丁寧に説明することにより、現在問合せはなく、統合に伴う大きな混乱は発生していない。

<参考>

令和４年３月３１日まで		令和４年４月１日から
北部まち美化事務所 【管轄：北区，上京区】		【廃止】
東部まち美化事務所 【管轄：左京区，中京区（堀川通以東）】		東部まち美化事務所 【管轄：北区，上京区，左京区】
西部まち美化事務所 【管轄：右京区，中京区（堀川通以西）】		西部まち美化事務所 【管轄：中京区，右京区】

※ これまで、東部まち美化事務所が所管していた中京区（堀川通以東）を西部まち美化事務所に移管。

2 京都市防鳥用ケージ購入助成事業

ごみ集積場所（以下「定点」という。）におけるごみの散乱被害への更なる対策として、新たに防鳥用ケージ（以下「ケージ」という。）の導入を図るべく、令和２年１２月から１年間、ケージの効果等を検証するモニター調査を実施した結果、散乱被害への有用性が確認できた。その後、関係機関との調整を経て、防鳥用ケージを使用する際のルールとなる「京都市防鳥用ケージ使用基準」を策定するとともに、新たに市民の皆様が購入するケージの購入費用の一部を助成する事業を令和４年６月に創設した。

（１）助成金額

助成額（１００円未満切り捨て）	助成額の上限	申請個数の上限
購入価格の２分の１	１５，０００円／個	２個／定点

※ 助成金の申請は、定点１箇所につき１回限りとする。

（２）助成対象者

概ね５世帯以上が利用する定点で使用するケージを購入した方又は団体など

(3) 京都市防鳥用ケージ使用基準

「使用するケージの形状（大きさ、重さなど）」、「定点の位置」、「ケージの管理方法（当日の設置・片付け、保管など）」など、防鳥用ケージを使用することについて必要な事項を定めたもの。

<参考> 京都市防鳥用ケージ購入助成事業 令和4年度第1期募集について

○募集期間

令和4年6月30日（木）～同年7月29日（金）【必着】

※令和4年度は2回に分けて募集。第2期の募集開始は9月中旬を予定。

○助成件数

令和4年度 150件程度（2期も150件程度を想定）

※予算額（第1期は225万円）を超える応募があった場合は、抽選により選定。

別紙1 京都市防鳥用ケージ購入助成事業 令和4年度第1期募集について（広報資料）

3 ごみ減量・資源循環の取組推進

(1) プラスチック製品の分別回収の実施について

現在、燃やすごみとして排出されてるプラスチック製品について、令和5年4月からプラスチック製容器包装と一括で資源ごみとして分別回収を実施する。

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正後、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品についても同じ袋にまとめて出せるよう市民周知を行っていく予定であるが、限られた期間でできる限り多くの市民の方に知ってもらうため、様々な機会をとらえて、事前の周知を行っているところである。

こうしたプラスチック製品分別回収の周知を進めることにより、令和5年4月からのプラスチック製品の回収量を増やすのと同時に、プラスチック製容器包装の回収量を増やし、分別率の向上にもつなげていく。

回収するプラスチック製品の例（予定※）



保存容器



ストロー



スプーン
フォーク



衣類用ハンガー



クリーニング袋



歯ブラシ

※ 回収するプラスチック製品の詳細については、現在検討中。

別紙2 プラスチック製品分別回収の予告チラシ

(2) プラスチック使用製品12品目の削減

令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法により、プラスチック使用製品12品目（飲食店などで提供されるスプーン、フォーク、ホテルなどで提供されるヘアブラシ、歯ブラシなど）について、提供事業者に対して、ポイント還元や有料化、要否確認などの取組が求められる。これを契機に、使い捨てプラスチックの更なる発生抑制を進めるため、事業者向けの情報誌や市民向けのホームページ・チラシなどにより周知を図っており、引き続き、市民・事業者に対する啓発を強化していく。

(3) 食品ロスの削減

令和3年度に実施した「てまえどり」の実践による効果検証の結果を踏まえつつ、家庭での食品の適切な保存や使いキリの知恵を、多くの市民に気軽に知っていただくため、モバイル端末での閲覧を想定した啓発物を新たに制作し、食品スーパー等のSNS、アプリを活用して情報発信を行うなど、市民・事業者の相互理解による食品ロス削減の取組を進めていく。

4 新型コロナウイルス対策

昨年度に引き続き、自宅での検温や体調不良時の出勤自粛など、各職員の健康管理を徹底し、多くの職員が触れる可能性のある箇所の定期的な消毒やマスクの着用、換気の徹底などの感染防止対策を実施するほか、濃厚接触者の待機期間短縮*など、時勢の変化に柔軟に対応し、抗原検査キットをまち美化推進課が一定数確保して緊急時に備えるといった取組を行っている。

また、第7波の感染拡大前には、まち美化事務所間での応援を円滑に行うため、応援要請のルールを整理し、全事務所で共有している。

※ 国の方針による濃厚接触者の取扱い

- ・ 濃厚接触者の待機期間

濃厚接触者の待機期間を感染者との最終接触日から5日間とする。

- ・ 抗原検査キットを用いた待機期間の短縮

感染者との最終接触日から2日目及び3日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能。

(広報資料)



令和4年6月27日
京都市環境政策局
担当 循環型社会推進部
まち美化推進課
電話 075-222-3952

「京都市防鳥用ケージ購入助成事業」の令和4年度第1期募集について

京都市では、ごみ集積場所（以下「定点」という。）におけるごみの散乱被害への更なる対策として新たに防鳥用ケージ（以下「ケージ」という。）の導入を図るべく、令和2年12月から1年間、ケージの効果等を検証するモニター調査を実施しました。

モニター調査の結果、散乱被害への有用性が確認できたことから、ごみの散乱被害対策として、新たに市民の皆様が購入するケージの購入費用の一部を助成する事業を創設し、下記のとおり、令和4年度第1期の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 購入助成事業について

(1) 募集期間

令和4年6月30日（木）～同年7月29日（金）【必着】

※ 令和4年度は、2回に分けて募集することとしており、第2期の募集開始は9月下旬予定です。

(2) 助成件数

150件程度（予算額の範囲内で助成）

※ 予算額（第1期は225万円）を超える応募があった場合は、抽選により助成対象者を選定します。

※ 選定結果は、8月中旬以降、順次お知らせします。

(3) 助成金額

助成額（100円未満切り捨て）	助成額の上限	申請個数の上限
購入価格の2分の1	15,000円/個	2個/定点

※ 助成金の申請は、定点1箇所につき1回限りとします。

(4) 助成対象者

概ね5世帯以上が利用する定点で使用するケージを購入した方又は団体など

※ 募集期間終了後に市が送付する事前協議の審査結果通知が到着する前にケージを購入された場合は助成対象となりませんので御注意ください。

(5) 助成申請までの手続きの流れ

助成申請に当たっては、まち美化事務所において、京都市防鳥用ケージ使用基準（以下「使用基準」という。）で定める事前協議（書類審査及び現地確認）を行っていただく必要があります。

1 事前協議（書類審査） 及び助成金の応募



- ・ 助成金の応募に当たっては、まず、お住まいの地域を管轄するまち美化事務所で、ケージの形状や定点などに関する事前協議を行っていただく必要があります。
- ・ 書類を確認させていただき、使用基準に照らして問題なければ、事前協議の書類審査は終了です。
- ・ 書類審査が完了したら、助成金の応募をしていただけます（後日、郵送等で行っていただくこともできます。）。

2 応募のとりまとめ 及び事前協議（現地確認）



- ・ 募集期間終了後、予算額を超える応募があった場合は、抽選を行います。
- ・ 抽選の結果、当選された方については、まち美化事務所で現地確認を行います。
- ※ 現地確認の際にケージの設置場所の調整などが必要な場合がありますので、可能な限り、立会いをお願いします。
- ・ 使用基準に照らして問題なければ、事前協議の現地確認は終了です。
- ・ 抽選の結果、落選された方については、その旨をお知らせします。

3 結果のお知らせ



事前協議の審査結果をお知らせします。

- ※ 審査の結果、申請されたケージの使用が「可」となった方には、結果と併せて助成金申請書類を送付します。

4 ケージの購入 及び助成金の申請



審査結果通知の到着後、まち美化事務所での事前協議の際に申請していただいたケージを購入し、領収書等を添えて助成の交付申請を行ってください。

使用基準及び事前協議について

ケージの使用に当たっては、事前にお住まいの地域を管轄するまち美化事務所で事前協議（書類審査及び現地確認）を行っていただき、「使用するケージの形状（大きさ、重さなど）」、「使用する定点の位置」、「ケージの管理方法（ケージの設置、保管など）」について、使用基準で定める要件を満たしているか確認させていただく必要があります。また、助成事業を活用せずに、定点において、独自でケージを使用される場合（概ね5世帯以上を目安）も、使用基準の各規定を遵守いただく必要があります。

使用基準及び事前協議の詳細については、京都市情報館をご覧ください。

(URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000299588.html>)



2 事前協議資料及び応募用紙の配布場所

各まち美化事務所，エコまちステーション及びまち美化推進課

※ 京都市情報館からもダウンロードしていただけます。

(URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000299556.html>)



3 事前協議の受付場所及び応募用紙提出場所

北区，上京区，左京区にお住まいの方	東部まち美化事務所 〔住所：左京区高野西開町 3 4 - 3〕 〔TEL：0 7 5 - 7 2 2 - 4 3 4 5〕
山科区，伏見区醍醐地域にお住まいの方	山科まち美化事務所 〔住所：山科区小野弓田町 3〕 〔TEL：0 7 5 - 5 7 3 - 2 4 5 7〕
東山区，下京区，南区にお住まいの方	南部まち美化事務所 〔住所：南区西九条森本町 5 0〕 〔TEL：0 7 5 - 6 8 1 - 0 4 5 6〕
中京区，右京区にお住まいの方	西部まち美化事務所 〔住所：右京区西院西貝川町 5 7 - 1〕 〔TEL：0 7 5 - 8 8 2 - 5 7 8 7〕
西京区にお住まいの方	西京まち美化事務所 〔住所：西京区檜原秤谷町 3 7〕 〔TEL：0 7 5 - 3 9 1 - 5 9 8 3〕
伏見区にお住まいの方 (醍醐地域を除く)	伏見まち美化事務所 〔住所：伏見区横大路千両松町 4 4 7〕 〔TEL：0 7 5 - 6 0 1 - 7 1 6 1〕

4 使用基準及び助成事業に関するお問合せ先

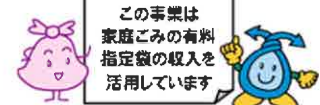
京都市環境政策局循環型社会推進部 まち美化推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3952 FAX：075-213-4961

【助成事業について】

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000299556.html>



予告**令和5年4月から**

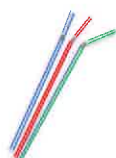
プラスチック製品の分別回収が
スタートします。



分別回収するプラスチック製品の例



保存容器



ストロー

スプーン
フォーク

衣類用ハンガー



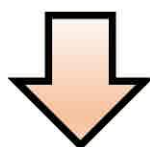
クリーニング袋



歯ブラシ

現在

「燃やすごみ」として回収



令和5年4月から

「プラスチック製の容器と包装」と一緒に
「資源物」として回収



回収するプラスチック製品の例や分別方法など、詳しいことは、令和4年11月以降にお知らせします。

